

案件概要書

2012 年 3 月 28 日

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名：ミャンマー連邦共和国

案件名：ラカイン州及びカレン州における道路建設機材整備計画

The Project for Provision of Road Construction and Maintenance Equipment in Rakhine and Kayin State

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における少数民族地域の開発実績（現状）と課題

ミャンマーには 100 以上の民族が居住しており、世界で最も民族が多様な国のひとつである。1948 年の独立以降、様々な民族グループは政府に対して積極的支援や、自治権の拡大、完全独立等を求めて武力闘争を開始させたが、1990 年代以降政府は少数民族との和解を進め、2011 年 3 月に発足した現政権も民族統一のために少数民族と精力的に停戦合意・和平協定を進めている。

ラカイン州北部はバングラデシュに国境を接し、人口約 96 万人のうち約 80%がイスラム系住民である。この地域では経済的・政治的要因によって、頻繁にイスラム系住民がバングラデシュ側に難民として流出してきた。今日ではその約 95%が帰還しているものの、イスラム系住民には市民権が与えられておらず、経済活動や移動等に制約があることから劣悪な状況での生活が強いられている。

カレン州では、1948 年のミャンマー独立以来、ミャンマー国軍とカレン民族同盟との間で紛争が続いていたが、2012 年 1 月に停戦合意に至った。しかし、長年続いた紛争によりカレン州の開発は遅れ、また紛争により生じた難民・国内避難民の帰還・再定住が喫緊の課題となっている。

(2) 当該国における少数民族・道路セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

現政権は民族統一のために少数民族との停戦合意・和平協定を進めており、少数民族居住地域の開発は、現政権の最大の関心事項の一つである。かかる状況下、本年 1 月に少数民族との交渉を担うアウン・ミン鉄道大臣らから、我が国に対してカレン州を初めとした少数民族居住地域への支援要請があった。これを受けて同年 2 月に JICA 調査団がラカイン州北部及びカレン州にて調査を実施、我が国に対して地域開発への貢献が期待されることが確認された。

(3) 少数民族地域に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は対ミャンマー国経済協力方針「住民の生活に直接裨益する基礎生活分野」の下、少数民族地域に人道的観点から支援を実施してきた。JICA は「コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト」では麻薬代替作物としてソバ栽培を普及・展開するとともに、道路、電化を含めた貧困削減にかかる総合的農村開発支援を展開した。また、ラカイン州においては、インフラや人道的観点から案件形成を行ってきた。

(4) 他の援助機関の対応

ラカイン州北部及びカレン州においては、UNHCR や国際 NGO が保健衛生向上、教育、基礎インフラ（橋・給水施設等）、等の人道分野での支援や、難民・国内避難民の再定住プログラムを実施している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、ラカイン州及びカレン州の道路建設機材を整備することによって、両州における道路インフラ整備促進を図り、帰還民の生活環境を改善するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ラカイン州（特に、ブティドン、ラティドン、マウンドー等北部地域）、カレン州（対象地域の詳細については、協力準備調査にて精査）

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

道路建設用機材一式（バックホー、ブルドーザー、転圧機、スペアパーツ、土質検査機器等）。詳細は協力準備調査にて確認

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、調達監理を想定。ソフトコンポーネント（設備・機材の活用・管理等）は協力準備調査にて確認。

3) 調達・施工方法：一般プロジェクト方式

(4) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

事業実施機関：建設省公共事業局

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進等：貧困削減効果として、道路整備による少数民族地域経済活動の活発化が期待される。

(6) 他スキーム、ドナー等との連携・役割分担：協力準備調査にて確認

(7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 過去の類似案件の評価結果

「バングラデシュ国洪水被害復旧用機材・資材整備計画」事後評価において、実施機関が第三国製のスペアパーツを使用してメンテナンスをしていたため、機材の故障の頻度が高くなり本来の機能を発揮できないことが確認された。また、「ミャンマー国シャン州北部コーカン地区道路建設機材整備計画」では、プロジェクトサイトが国境地域であったため供与機材の使用状況につき十分にモニタリングが実施できなかった。

(2) 本事業への教訓

機材が十分に活用され適切に維持管理されるよう、事業実施にあたっては、実施機関の予算措置の確認及び、スペアパーツの調達情報共有を十分に行う。更に、建設機材が事前協議内容通りに使用されることをモニタリングする必要がある。

以 上

